

公益財団法人 園芸植物育種研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人園芸植物育種研究所（以下「園研」という。）と称する。

(事務所)

第2条 園研の主たる事務所を千葉県松戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 園研は、園芸植物に関する基礎から応用に関する総合研究及びその支援を行い、それらの成果を全国的に普及して、園芸植物の栽培技術の向上と農業経営の安定を図り、もって国民の健康維持、増進並びに食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 園研は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 園芸植物遺伝資源の調査・収集ならびにその利用技術の開発、園芸植物の品種改良、生育制御・栽培技術、食の安心・安全等に関する研究並びにそれらに関する研究助成を行う。
又、それらの研究成果を全国的に普及啓発する事業を行う。
 - 二 その他この法人の目的を達成するために必要と認められた事業を行う。
- 2 前項の研究、事業は日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 園研の財産は、園研の目的である事業を行うために不可欠な基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、園研の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 園研の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 園研の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 園研の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 六 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(会計原則等)

第9条 園研の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 園研の会計処理に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては理事会が別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第8条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 園研に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は使用人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受ける者をいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、園研の理事、監事及び使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 14 条 評議員の報酬は、年間総額 100 万円を超えないものとする。

2 評議員の報酬は、評議員会において別に定める支給基準に従って算定した額を支給する。

第 5 章 評議員会

(組 織)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬の額
- 三 評議員に対する報酬等の支給基準
- 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分及び除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要があるときにいつでも臨時評議員会として開催する。

(招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 理事及び監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分及び除外の承認
 - 五 その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときには、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 園研に次の役員を置く。

- 一 理事は、3名以上8名以内
 - 二 監事は、2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を所長とする。
 - 3 前項の理事長及び所長をもって代表理事とする。
 - 4 業務執行理事は、必要に応じて置くことができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、所長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、園研の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び所長は、法令及びこの定款で定めるところにより園研を代表し、その業務を執行する。
- 3 所長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、園研の業務を分担執行する。
- 5 理事長、所長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、園研の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 21 条に定める役員の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(役員等の報酬)

第 27 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

一 園研の業務執行の決定

二 理事の職務執行の監督

三 理事長、所長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 30 条 定例理事会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要があるときにいつでも臨時理事会を開催することができる。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、所長が招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長、所長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 会員

(維持会員)

第 35 条 園研の目的に賛同し、会費を納入して、その事業を援助する者を維持会員とする。

(賛助会員)

第 36 条 園研の目的に賛同し、金品を寄贈して、その事業を援助する者を賛助会員とする。

(その他)

第 37 条 維持会員及び賛助会員については、理事会が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

3 第1項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第39条 園研は、基本財産の滅失による園研の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第40条 園研が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により園研が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 園研が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 園研の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 園研の最初の理事長は伊東 正とする。

4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

池上 隆之、伊藤 則行、高野 邦治、鶴田 志郎、前田 誠

附則

1 この規則は平成25年3月18日から施行する。